

平成30年第1回瑞穂市議会定例会会議録（第1号）

平成30年2月28日（水）午前9時開議

議 事 日 程

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 諸般の報告
- 日程第4 行政報告
- 日程第5 承認第1号 平成29年度瑞穂市一般会計補正予算（第7号）の専決処分について
- 日程第6 議案第1号 人権擁護委員の候補者の推薦について
- 日程第7 議案第2号 訴えの提起について
- 日程第8 議案第3号 財産（土地）の使用貸借について
- 日程第9 議案第4号 瑞穂市都市計画マスタープランの改定について
- 日程第10 議案第5号 瑞穂市・神戸町水道組合同規約の変更について
- 日程第11 議案第6号 瑞穂市職員定数条例の一部を改正する条例について
- 日程第12 議案第7号 瑞穂市職員の給与に関する条例及び瑞穂市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第13 議案第8号 瑞穂市国民健康保険条例等の一部を改正する条例について
- 日程第14 議案第9号 瑞穂市督促手数料、延滞金徴収及び滞納処分に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第15 議案第10号 瑞穂市立学校体育施設開放条例の一部を改正する条例について
- 日程第16 議案第11号 瑞穂市保育所条例の一部を改正する条例について
- 日程第17 議案第12号 瑞穂市地区計画区域内における建築物等の制限に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第18 議案第13号 瑞穂市都市公園条例の一部を改正する条例について
- 日程第19 議案第14号 瑞穂市道路占用料の徴収に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第20 議案第15号 瑞穂市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例について
- 日程第21 議案第16号 平成29年度瑞穂市一般会計補正予算（第8号）
- 日程第22 議案第17号 平成29年度瑞穂市国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）
- 日程第23 議案第18号 平成29年度瑞穂市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第2号）
- 日程第24 議案第19号 平成29年度瑞穂市学校給食事業特別会計補正予算（第2号）
- 日程第25 議案第20号 平成29年度瑞穂市下水道事業特別会計補正予算（第3号）
- 日程第26 議案第21号 平成29年度瑞穂市農業集落排水事業特別会計補正予算（第3号）
- 日程第27 議案第22号 平成29年度瑞穂市水道事業会計補正予算（第3号）

- 日程第28 議案第23号 平成30年度瑞穂市一般会計予算
- 日程第29 議案第24号 平成30年度瑞穂市国民健康保険事業特別会計予算
- 日程第30 議案第25号 平成30年度瑞穂市後期高齢者医療事業特別会計予算
- 日程第31 議案第26号 平成30年度瑞穂市学校給食事業特別会計予算
- 日程第32 議案第27号 平成30年度瑞穂市下水道事業特別会計予算
- 日程第33 議案第28号 平成30年度瑞穂市農業集落排水事業特別会計予算
- 日程第34 議案第29号 平成30年度瑞穂市水道事業会計予算
- 日程第35 議案第30号 市道路線の認定について（その1）
- 日程第36 議案第31号 市道路線の認定について（その2）
- 日程第37 議案第32号 市道路線の認定について（その3）
- 日程第38 議案第33号 市道路線の認定について（その4）
- 日程第39 議案第34号 市道路線の廃止について

○本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

○本日の会議に出席した議員

1番	松野貴志	2番	今木啓一郎
3番	北倉利治	4番	鳥居佳史
5番	小川理	6番	杉原克巳
7番	若園正博	8番	森治久
9番	庄田昭人	10番	若井千尋
11番	清水治	12番	広瀬武雄
13番	堀武	14番	広瀬時男
15番	若園五朗	16番	くまがいさちこ
17番	松野藤四郎	18番	藤橋礼治

○本日の会議に欠席した議員（なし）

○本日の会議に説明のため出席した者の職・氏名

市長	棚橋敏明	副市長	早瀬俊一
教育長	加納博明	政策企画監	藤井忠直
企画部長	広瀬充利	総務部長	梶浦要

市民部長	伊藤弘美	福祉部長	森和之
都市整備部長	鹿野政和	環境水道部長	広瀬進一
巢南庁舎 管理部長	松野英泰	会計管理者	平塚直樹
教育次長	山本康義	監査委員 長	高山浩之

○本日の会議に職務のため出席した事務局職員

議会事務局長	広瀬照泰	書記	日比野丸利子
書記	宇野伸二		

### 開会及び開議の宣告

○議長（藤橋礼治君） 皆さん、改めましておはようございます。

ただいまから平成30年第1回瑞穂市議会定例会を開会いたします。

本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりでございます。

---

### 日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（藤橋礼治君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第88条の規定によりまして、議席番号10番 若井千尋君と11番 清水治君を指名いたします。

---

### 日程第2 会期の決定

○議長（藤橋礼治君） 日程第2、会期の決定の件を議題といたします。

お諮りをいたします。本定例会の会期は、本日から3月20日までの21日間としたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（藤橋礼治君） 異議なしと認めます。したがって、本定例会の会期は、本日から3月20日までの21日間と決定をいたしました。

---

### 日程第3 諸般の報告

○議長（藤橋礼治君） 日程第3、諸般の報告を行います。

7件報告します。

まず、5件について、議会事務局長より報告をさせます。

○議会事務局長（広瀬照泰君） 議長にかわりまして、5件報告します。

1件目は、地方自治法第235条の2第1項の規定による例月出納検査の結果報告を同条第3項の規定により監査委員から受けております。

検査は、平成29年11月分及び12月分が実施されました。いずれも現金、預金及び借入金の金額などは関係帳簿等の記載金額と一致し、計数上の誤りはないものと認められたとの報告でした。その他の項目については、お手元に配付のとおりでございます。

2件目は、地方自治法第199条第4項の規定による定期監査の結果報告を同条第9項の規定により監査委員から受けております。

監査は9月27日及び28日に市民課、10月30日に秘書広報課、12月4日に環境課を対象に実施

され、いずれも財務の事務はおおむね適正に執行されているものと認められたとの報告でした。その他の監査結果につきましては、お手元に配付のとおりです。

3件目は、地方自治法第199条第7項の規定による財政援助団体等監査の報告を同条第9項の規定により監査委員から受けております。

公益社団法人瑞穂市シルバー人材センターに対する監査が11月21日から12月26日まで行われ、平成28年度の財政援助（補助金）に係る出納及び出納に関連した事務の執行について、また監査の実施において必要と認められた場合は、平成27年度以前及び平成29年度の財政援助についても対象として実施されました。公益社団法人瑞穂市シルバー人材センターに対する監査の結果と意見については、お手元に配付のとおりでございます。

4件目は、西濃環境整備組合議会の報告です。

2月14日に同組合の平成30年第1回定例会が開催されました。この定例会に提出された議案は、平成30年度経費の分賦金額及び分賦方法を定める議案、平成30年度当初予算及び岐阜県市町村職員退職手当組合規約の変更についての専決処分の承認の3件でした。

平成30年度経費の分賦金額及び分賦方法を定める議案は、分賦方法の搬入量割の実績を、平成27年度ベースから平成28年度ベースに改める等の内容で、平成30年度の当市の分賦金額は、今年度と比べて5万5,000円増額の2億5,566万6,000円となります。

平成30年度当初予算は、総額を歳入歳出それぞれ14億1,722万1,000円と定めるもので、今年度と比べて10億5,149万9,000円の減額となります。

これらの3議案は、いずれも原案のとおり可決・承認されました。

5件目は、岐阜県市議会議長会の報告です。

2月1日に第279回岐阜県市議会議長会議が瑞浪市で開催され、議長、副議長と私の3人が出席しました。

会議では、平成29年7月6日から平成30年1月31日までの会務報告の後、平成30年度予算を定める議案など6議案が審議され、いずれも原案のとおり可決されました。協議事項では、平成30年度議長会関係役員についてが協議され、当市は市議会議員共済会代議員となりました。

なお、次回の岐阜県市議会議長会議は、7月に恵那市で開催される予定です。以上でございます。

○議長（藤橋礼治君） 以上、報告しました5件の資料は事務局に保管してありますので、ごらんいただきたいと思っております。

続きまして、議員派遣の結果を報告願います。

2月4日の第8回意見交換会について、森治久君から報告を願います。

8番 森治久君。

○8番（森 治久君） 皆さん、おはようございます。

議席番号8番、意見交換会部会部会長の森治久でございます。

議長より御指名をいただきましたので、第8回意見交換会について、代表して御報告申し上げます。

今回の意見交換会は、第7回の朝日大学での意見交換会に引き続き、これまでの議会報告会並びに意見交換会のように市民と向かい合って意見を交換する方式から、テーマを決めて市民と議員が同じグループで話し合うワークショップ方式に変更し、開催いたしました。

さて、第8回意見交換会は、2月4日の日曜日午前に市民センター大ホール、午後に巢南公民館多目的ホールの2会場で開催し、市民38名、議員17名の合計55名の参加がありました。意見交換会全体の進行は、日本ファシリテーション協会の2名の講師に依頼し、市民と議員はテーマごとにグループに分かれ、ワークショップを行いました。

テーマは、「変えていこう穂積駅周辺」と「大月多目的広場の利用方法を考えよう」の2つで、市民の方々と私たち議員2名でグループをつくり、テーマの将来像について対話を中心に意見交換を行いました。

ワークショップは1時間弱の短い時間でしたが、グループ内ではポストイットや模造紙に熱心に意見を記入したり、その模造紙を見るため身を乗り出して意見を交わしたりするなど、真剣に取り組んでいただくことができました。その後、グループごとにワークショップでの意見を模造紙にまとめ、市民の方々や私たちがグループを代表し発表を行いました。

参加者の皆様に御記入いただきましたアンケートの一部を紹介させていただきます。

50代の女性からは、和やかな雰囲気の中で自分の意見が言えたのでよかったですと思います。また70代の男性からは、従来的一方通行的な報告会から一歩前進と言えます。地域によりテーマも異なると思うので、地区に分けて議員全員出席を得ての懇談会を年2回ほどは開催するようにはいかがでしょうかなどの御意見をいただきました。

最後に、初めて私たちがテーブルファシリテーターを務めるワークショップ方式での意見交換会に大変多くの市民の皆様に御参加いただきましたことを感謝申し上げ、御報告とさせていただきます。以上です。

○議長（藤橋礼治君） これで議員派遣の結果報告を終わります。

次に、もとす広域連合議会について、広瀬武雄君から報告を願います。

12番 広瀬武雄君。

○12番（広瀬武雄君） 議席番号12番 広瀬武雄でございます。

ただいまは議長より御指名をいただきましたので、平成30年第1回もとす広域連合議会定例会につきまして、広域連合議員を代表いたしまして御報告申し上げます。

今定例会は、2月9日から22日までの14日間の会期で開催されました。

さて、今定例会において広域連合長から提出されました議案は、条例の制定1件と、条例の

一部改正 8 件、平成29年度補正予算 3 件、平成30年度当初予算 3 件及び人事案件の追加議案 1 件で、合計16件でございました。

条例の制定につきましては、平成30年 4 月 1 日から居宅介護支援事業者の指定権限が県から保険者に移譲されるため、必要な条例を制定するものでありました。

条例の一部改正については、平成29年人事院勧告及び労働基準法に基づき、もとす広域連合職員の給与に関する条例の一部を改正するものでありました。

平成29年度補正予算については、一般会計で1,666万6,000円の減額、介護保険特別会計で3,289万6,000円の増額、老人福祉施設特別会計で2,692万7,000円の減額をするものでありました。

平成30年度当初予算につきましては、一般会計、介護保険特別会計、老人福祉施設特別会計の合計が90億180万円となり、平成29年度の当初予算に比べまして金額で 3 億9,240万円、率にして4.6%の増となりました。

なお、平成30年度の当市の負担金は、3つの会計の合計で6億2,431万4,000円となり、平成29年度に比べまして金額で1,278万3,000円、率にいたしまして2.1%の増となりました。

会期初日に提出された15件の議案については、所管の常任委員会に審査を付託し、定例会最終日の 2 月22日、委員長報告の後、質疑・討論を行い、採決の結果、いずれの議案も原案のとおり可決されました。

採決終了後、広域連合議長と議会選出監査委員が辞職願を提出されました。

議長においては、議会の許可を得たことから議長選挙が行われ、選挙の結果、本巢市の大西徳三郎議員が当選されました。大西議長は副議長でありましたため、次に副議長の選挙が行われ、指名推選により、当市の松野藤四郎議員が当選されました。

次に、各常任委員会委員、議会運営委員会委員の選任が行われた後、委員長及び副委員長の互選のため各常任委員会及び議会運営委員会が開催されました。委員会の構成は、けさほどお手元に配付のとおりでございます。

最終日に追加提出されました人事案件については、議会選出の監査委員が欠員となったため村木俊文議員を選任するため議会の同意を求めるもので、広域連合長から提案説明の後、委員会付託を省略し、直ちに質疑・討論を行い、採決の結果、同意されました。

以上をもちまして、平成30年第 1 回もとす広域連合議会定例会の報告を終わります。なお、今定例会の議案書及び詳細な資料は議会事務局に預けてありますので、御希望の方はごらんください。以上、終わります。

○議長（藤橋礼治君） これで諸般の報告を終わります。

---

#### 日程第 4 行政報告

○議長（藤橋礼治君） 日程第4、行政報告を行います。

市長から行政報告の申し出がありましたので、これを許可をいたします。

市長 棚橋敏明君。

○市長（棚橋敏明君） それでは、4件の行政報告をさせていただきます。

初めに、平成30年第1回岐阜県後期高齢者医療広域連合議会定例会についてを報告します。

平成30年第1回岐阜県後期高齢者医療広域連合議会定例会が、去る2月7日水曜日、岐阜市柳津公民館において開催され、瑞穂市の議員として出席しましたので、その状況について報告いたします。

議案は7件あります。

最初に、議案第1号平成30年度岐阜県後期高齢者医療広域連合一般会計予算についてであります。

歳入歳出予算の総額を、それぞれ2億5,759万6,000円とするものであります。

歳入につきましては、市町村からの分担金及び負担金で2億3,637万1,000円、財政調整基金の預金利子による財産収入が4,000円、前年度からの繰越金が1,900万円、そのほかとして宿舍利用による負担金等の諸収入が222万1,000円であります。

歳出につきましては、議員報酬等の議会費を166万8,000円、職員の人件費等の総務費が2億5,492万8,000円、予備費が100万円であります。

次に、議案第2号平成30年度岐阜県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計予算についてであります。

歳入歳出予算の総額を、それぞれ2,483億9,861万5,000円とするものであります。

歳入につきましては、市町村で徴収した保険料等を含む市町村支出金が428億5,980万8,000円、療養給付費の公費負担分として国庫支出金、県支出金が1,006億6,934万2,000円、現役世代からの支援金である支払基金交付金が994億8,796万7,000円、高額医療費の共同事業として特別高額医療費共同事業交付金が7,635万5,000円であります。また、繰越金が50億3,000万円、第三者納付金等の諸収入が2億7,514万3,000円あります。

歳出につきましては、電算委託料等の総務費が6億3,034万8,000円で、前年度予算より24.81%の伸びとなっております。療養給付費等の保険給付費が2,441億4,657万2,000円で、前年度予算とほぼ同額となっております。

また、財政安定化基金拠出金及び特別高額医療費共同事業拠出金が7,650万4,000円、市町村に委託する保健事業費が8億9,566万9,000円、保険料の還付及び還付加算金の諸支出金が2,600万円、予備費が26億2,352万2,000円あります。

次に、議案第3号平成29年度後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）についてであります。

歳入歳出予算の総額をそれぞれ1,323万5,000円追加し、歳入歳出予算の総額を2,534億2,081万8,000円とするもので、内容は、制度改正の広報事業など市町村に対する補助を行うものがあります。

歳入につきましては、国庫支出金1,323万5,000円の特別調整交付金であります。

歳出につきましては、総務費1,323万5,000円の補助金であります。

次に、議案第4号個人情報保護条例の一部を改正する条例の制定についてであります。

改正内容は、国の法律改正にあわせて個人情報の定義の明確化などをするために所要の改正を行うものであります。

次に、議案第5号後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定についてであります。

改正部分は5件あります。

1件目は保険料率の改正で、所得割率、均等割額ともに引き下げられるもので、所要の改正をするものであります。

2件目は保険料賦課限度額の改正で、平成29年度の保険料賦課限度額の57万円を平成30年度は62万円とし、5万円の引き上げをするものであります。

3件目は保険料均等割軽減判定基準額の改正で、5割軽減、2割軽減の軽減額を引き上げるため、所要の改正をするものであります。

4件目は、保険料の軽減特例措置を継続するため、所要の改正をするものであります。

5件目は住所地特例制度の規定変更で、平成29年度までは資格取得する時点の住所地において資格取得するが、平成30年度からは資格取得する時点で国民健康保険の住所地特例適用者の場合は、国民健康保険の住所地特例が適用されていた住所地において資格取得するものであります。

次に、議案第6号第3次広域計画の作成についてであります。

現行の計画期間が平成29年度までのため、地方自治法第291条の7の規定により、新たに第3次広域計画を作成するため、広域連合規約の規定に従い記載をしておき、データヘルス計画策定の記述などを加えるものであります。

次に、議案第7号岐阜県後期高齢者医療広域連合公平委員会委員の選任についてであります。

可児市推薦の山田隆治氏の任期が平成30年3月27日に満了となるため、新たに美濃加茂市推薦の井上正秋氏が選任同意されたものであります。

以上7議案は、質疑・討論なく、採決の結果、全て可決されました。

詳細につきましては、市民部医療保険課に資料が保管されていますので、ごらんいただければと思います。

次に、報告第1号専決処分の報告について（損害賠償その1）について報告します。

平成29年12月12日、瑞穂市牛牧地内において、公用車と車両が接触した事故について、市の過失割合をなしとして当事者と和解したことにつき、専決処分したものであります。

次に、報告第2号専決処分の報告について（損害賠償その2）についてであります。

平成29年12月21日、瑞穂市古橋地内において、市道にあいたくぼみが原因で、相手方運転の車両がそのくぼみに落ち、車両が損壊した事故について和解し、賠償額を定めることにつき専決処分したものであります。

次に、報告第3号専決処分の報告について（訴えの提起）についてであります。

滞納市税の徴収のために差し押さえた過払い金返還請求権の取り立てに関して、第三債務者が支払い催告に応じないため、民事訴訟法第133条第1項の規定により、岐阜簡易裁判所に訴えを提起する必要があるため専決処分したものであります。

以上、4件について行政報告させていただきました。

○議長（藤橋礼治君） これで、行政報告を終わります。

---

#### 日程第5 承認第1号から日程第39 議案第34号までについて（提案説明）

○議長（藤橋礼治君） 日程第5、承認第1号平成29年度瑞穂市一般会計補正予算（第7号）の専決処分についてから日程第39、議案第34号市道路線の廃止についてまでを一括議題といたします。

市長提出議案について議案理由の説明を求めます。

市長 棚橋敏明君。

○市長（棚橋敏明君） 新しい年も、はや2カ月がたとうとしており、この暦の上では立春を迎えています。まだまだ寒い日が続いております。

まずは、議員、市民の皆様方に余寒のお見舞いを申し上げるとともに、本日、平成30年第1回瑞穂市議会定例会に御出席を賜りましたこと、御礼申し上げます。

さて、感動と興奮に沸いた2018年平昌オリンピックも終わり、2年後の2020年東京オリンピック・パラリンピックに向けて、オリンピック機運が膨らむところであります。

それでは、開催に当たり、私の所感及び今回提案する議案について述べさせていただきます。

さき2月21日に発表されました国の月例経済報告によると、現状を景気は緩やかに回復しているとし、先行きについては雇用・所得環境の改善が続く中で、緩やかな回復が続くことが期待されているとしています。

また、この地方における東海財務局の管内経済情勢報告においても、岐阜県は個人消費は一部に弱さが見られるものの、緩やかに持ち直している。生産活動は持ち直している。また、雇用情勢は着実に改善していると経済情勢について総括判断をしています。

ただ、国の平成30年度の予算編成の基本方針を見てみると、国、地方の債務残高はGDPの

2倍程度に膨らみ、国債が毎年度、一般会計歳出総額の2割以上を占めるなど、なおも厳しい財政状況にあるとし、引き続き「経済再生なくして財政健全化なし」を基本とし、さらなる経済成長の実現を目指していくとしています。

そうした状況の中、国は昨年12月に閣議決定した新しい経済政策パッケージとして「生産性革命」と「人づくり改革」を車の両輪に例え、将来の少子・高齢化という大きな課題に立ち向かうとしており、特に「人づくり改革」の部分では、幼児教育の無償化を実施していくことや、待機児童の解消のため、保育の受け皿整備として子育て安心プランを策定し、2020年度末までに前倒しして実施していくこととしています。

当市も待機児童の解消については大きな重点課題としていますので、こうした国の施策を活用した待機児童の解消を進めていきたいと考えています。

さて、当市の今後の財政状況ですが、市の基幹収入である地方交付税が段階的に縮減され、平成31年度には合併算定がえによる地方交付税の加算はなくなり、財政上の優遇措置を受けていた合併特例債の発行もなくなり、国と同様、今後の財政運営は厳しいものとなっていきます。

ただ、市としましては、地域雇用の創出、経済の活性化を図るための企業誘致の促進、新たな歳入確保としてのふるさと納税の推進、市の活性化を図るためのJR穂積駅圏域拠点化構想の推進、市民の健康保持・増進を目的とする各種健康診断や健康診査における新たなステージに入ったがん検診の総合支援事業や、大腸がん検診受診率向上事業による受診勧奨を初め、受診率向上を図るための各種健康診査やがん検診体制の充実など、瑞穂市第2次総合計画を着実に実行していくことが、市民の皆様が健康で幸せを感じ、家族を育める、活力あるまちになると信じております。そのことが地方自治法第1条に定められた地方自治の目的、住民の福祉の増進を図ることにつながると強く信じております。

それでは、平成30年度当初予算（案）を上程するに当たり、新年度に向けた施策・事業概要について御説明申し上げます。

平成30年度は、先ほども申し上げましたが、瑞穂市第2次総合計画の基本計画にある5つの基本目標と、それらを包括した共通目標を着実に実行していくための予算とさせていただきます。

予算の総額は、全会計で247億9,006万3,000円と対前年度比0.8%の伸びとなり、一般会計においては176億円と、前年度よりも9億円増の対前年度比5.4%の過去最大の予算規模となりました。

それでは、基本目標1「安全で安心して暮らせるまち」のための治水・防災分野での主要事業として、本年度から継続事業となっている牛牧排水機場の整備に3億9,400万円を予算計上させていただきました。

この事業には、現排水機場が昭和32年に設置されたもので、施設も老朽化し、流域内の宅地

化も進んで排水能力が不足している現状の中、豪雨時の浸水被害を防ぐため、国の犀川遊水地事業に伴い改築する事業となります。

そのほか、治水・防災分野の主要事業としては、交付税措置のある緊急防災・減災事業債を活用した防災行政無線のデジタル化の計画的な整備、Jアラート新型受信機購入などを予算計上させていただいております。

続いて、基本目標2「便利で快適に暮らせる美しいまち」における都市基盤分野の主要事業として、平成28年度から進めてきたJR穂積駅圏域拠点化構想をさらに具現化していくため、まちづくり事業化検討業務とし324万円を予算計上させていただきました。

交通基盤においては、地域の公共交通として再編されたコミュニティバスである、みずほバスの4路線化や、安八穂積線など広域交通としての路線バスの運行負担金に8,047万2,000円を予算計上させていただきました。

続いて、基本目標3「心が通い合う助け合いのまち」では、社会保障分野で学習支援事業体制整備構築業務に300万円と、障害者福祉分野で、来年度当市で開催予定の「第46回耳の日フェスティバル」に200万円を予算計上させていただきました。

そのほか、医療・健康分野で集団健（検）診ウェブ予約サービス事業や、人権・平和分野では、子どもの権利条例制定に向けた準備に18万円の予算を計上させていただいております。

続いて、基本目標4「夢あふれ希望に満ちたまち」の子育て支援分野において、穂積保育所が新たな公私連携保育所型認定こども園（仮称）ほづみの森こども園になることにより、その整備補助に1億8,158万7,000円を予算計上させていただきました。

学校教育分野においては、ICT教育推進事業として、昨年度の中学校に続き小学校の高学年における電子黒板等導入に6,696万円を予算計上させていただいております。

また、施設整備として穂積中学校テニスコート整備事業に2億8,343万8,000円、ほづみ幼稚園造形室及び園舎外壁等改修事業に8,326万4,000円を予算計上させていただいております。

生涯学習分野では、市制15周年記念事業として、市民で構成される合唱団によるベートーヴェン交響曲第九番をオーケストラ演奏に合わせて合唱するネオクラシックコンサートに250万円を予算計上させていただいております。

また、市制15周年記念事業として、4月30日から5月6日までを「みずほスマイルウィーク」と位置づけ、笑顔をテーマにした市制15周年記念イベント事業を予定していますので、議員各位におかれましても、ぜひ御参加いただけますようよろしくお願い申し上げます。

続きまして、基本目標5「活気あふれる元気なまち」では、農業分野において、元気な農業産地構造改革支援事業や、6次産業化促進支援事業など補助事業を予算化したものと、観光・交流では小簾紅園に観光用ディスプレイを設置するなど、中山道整備事業に542万2,000円を予算計上させていただきました。

最後に共通目標として、財政運営分野において、歳入におけるふるさと応援寄附金を本年度の実績から2億9,000万円と見込んだことから、その基金積み立て事業と記念品等報奨事業で4億4,592万8,000円の予算を計上させていただきました。このふるさと納税関連事業により、平成30年度の予算規模が大きくなっている要因の一つとなっています。

新年度では、瑞穂市第2次総合計画を踏まえた組織体系となります。その中で、新しく市民協働安全課を創設し新年度をスタートしますので、議員、市民の皆様とともに協働と参画をもってまちづくりを進めていきたいと考えていますので、よろしくお願い申し上げます。

それでは、定例会開催にあたり、今回提案する議案について述べさせていただきます。

今回上程する議案は、専決処分の承認が1件、人事案件が1件、訴えの提起に関する案件が1件、財産の使用貸借に関する案件が1件、計画の改定に係る案件が1件、規約の変更に関する案件が1件、条例の改正に関する案件が10件、補正予算に関する案件が7件、平成30年度当初予算に関する案件が7件、市道路線の認定及び廃止に係る案件が5件の合計35件であります。

それでは順次、提出議案の概要を御説明させていただきます。

最初に、承認第1号平成29年度瑞穂市一般会計補正予算（第7号）の専決処分についてであります。

今回お願いする補正予算の専決処分は、ふるさと応援寄附金の大幅な増加による記念品等の支払いに対応するため、歳入歳出予算の総額にそれぞれ1億9,800万円を追加し、総額を178億552万5,000円とするものであります。

次に、議案第1号人権擁護委員の候補者の推薦についてであります。

人権擁護委員の平田芳子氏の任期が平成30年6月30日をもって満了することから、引き続き平田芳子氏を人権擁護委員の候補者として推薦したいので、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、議会の意見を求めるものであります。

次に、議案第2号訴えの提起についてであります。

滞納市税を徴収するため、滞納者が第三債務者にある相手方に対して有する平成29年11月以降の毎月の給与等、支払い請求権を差し押さえ、相手方に対して支払いを求めたが納付に応じないため、訴えにより支払いを求めるものであります。

次に、議案第3号財産（土地）の使用貸借についてであります。

瑞穂市保育所整備計画に基づき、平成31年度から市立穂積保育所を公私連携保育所型認定子ども園として社会福祉法人に移管するに当たり、土地を無償貸与することについて、地方自治法第96条第1項第6号の規定により、議会の議決を求めるものであります。

次に、議案第4号瑞穂市都市計画マスタープランの改定についてであります。

都市計画法第18条の2で定める市町村の都市計画に関する基本的な方針に位置づけられる瑞穂市都市計画マスタープランについて、上位計画である瑞穂市第2次総合計画やこれまでの実

績、近年の情勢変化等を踏まえた内容へ改定するため、瑞穂市議会基本条例第10条第2項の規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。

次に、議案第5号瑞穂市・神戸町水道組規約の変更についてであります。

瑞穂市・神戸町水道組合を解散する際に、解散に伴う組合事務の承継を定める方法を規定するため、規約の一部を変更するものであります。

次に、議案第6号瑞穂市職員定数条例の一部を改正する条例についてであります。

消防の初任教育を受ける職員等を定数の外に置くため、市条例の改正を行うものであります。

次に、議案第7号瑞穂市職員の給与に関する条例及び瑞穂市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例についてであります。

55歳を超える職員に対する給料等の1.5%減額支給措置の廃止及び勤務1時間当たりの給与額の算出方法を変更するため、市関係条例の改正を行うものであります。

次に、議案第8号瑞穂市国民健康保険条例等の一部を改正する条例についてであります。

持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律などの公布に伴い、所要の改正を行うものであります。

次に、議案第9号瑞穂市督促手数料、延滞金徴収及び滞納処分に関する条例の一部を改正する条例についてであります。

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の公布に伴い、市条例の改正を行うものであります。

次に、議案第10号瑞穂市立学校体育施設開放条例の一部を改正する条例についてであります。

巢南中学校体育館の卓球場を新たに開放するため、市条例の改正を行うものであります。

次に、議案第11号瑞穂市保育所条例の一部を改正する条例についてであります。

市立穂積保育所が、公私連携保育所型認定こども園として平成31年4月1日より民間事業者による運営となるため、市条例の改正を行うものであります。

次に、議案第12号瑞穂市地区計画区域内における建築物等の制限に関する条例の一部を改正する条例についてであります。

都市緑地法等の一部を改正する法律により、建築基準法の一部が改正され、用語の整理及び引用条項の条項ずれが生じたため、市条例の改正を行うものであります。

次に、議案第13号瑞穂市都市公園条例の一部を改正する条例についてであります。

都市緑地法等の一部を改正する法律の公布による都市公園法の改正に伴い、市条例の改正を行うものであります。

次に、議案第14号 瑞穂市道路占用料の徴収に関する条例の一部を改正する条例についてであります。

電気事業法等の一部を改正する等の法律の施行に伴い、市条例の改正を行うものであります。

次に、議案第15号瑞穂市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例についてであります。

非常勤消防団員等に係る損害賠償の基準を定める政令の一部を改正する政令の公布に伴い、市条例の改正を行うものであります。

次に、議案第16号平成29年度瑞穂市一般会計補正予算（第8号）であります。

地方自治法第218条第1項の規定により議会に提出するもので、歳入歳出予算の総額から、それぞれ5億9,809万8,000円を減額し、総額172億742万7,000円とするものであります。

また、4件の繰越明許費と、2件の債務負担行為の補正をするものであります。

今回の補正予算は、事業の完了、事業費の確定により5億3,982万5,000円を減額するほか、事業の追加等で5,827万3,000円を増額する内容としました。

歳入の主なものは、市税で9,188万8,000円、地方消費税交付金で9,000万円、自動車取得税交付金で1,700万円及び諸収入1,708万4,000円の増額に対し、地方交付税で2,000万円、使用料及び手数料で1,189万2,000円、国庫支出金で1億2,504万円、基金繰入金で6億5,200万円を減額するものであります。

次に、議案第17号平成29年度瑞穂市国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）であります。

地方自治法第218条第1項の規定により議会に提出するもので、歳入歳出予算の総額から、それぞれ2億1,859万1,000円を減額し、総額57億5,778万9,000円とするものであります。

歳出の主なものは、共同事業拠出金2億1,534万2,000円、保険給付費7,237万8,000円を減額するものであります。

歳入の主なものは、国民健康保険税1,486万9,000円、国庫支出金2,155万3,000円を増額し、療養給付費交付金を3,641万3,000円、県支出金2,386万7,000円、共同事業交付金1億8,295万9,000円を減額するものであります。

次に、議案第18号平成29年度瑞穂市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第2号）であります。

地方自治法第218条第1項の規定により議会に提出するもので、歳入歳出予算の総額に、それぞれ355万2,000円を追加し、総額4億7,151万5,000円とするものであります。

歳出の主なものは、後期高齢者医療広域連合納付金577万5,000円を増額し、保健事業費222万3,000円を減額するものであります。

歳入の主なものは、後期高齢者医療保険料310万円、繰入金314万円を増額するものであります。

次に、議案第19号平成29年度瑞穂市学校給食事業特別会計補正予算（第2号）であります。

歳入歳出予算の総額に、それぞれ395万6,000円を追加し、総額3億1,915万6,000円とするも

のであります。

歳入については、給食費負担金を312万4,000円減額し、給食費過年度未収金を708万円を増額するものであります。

歳出につきましては、給食賄材料代を395万6,000円増額するものであります。

次に、議案第20号平成29年度瑞穂市下水道事業特別会計補正予算（第3号）であります。

地方自治法第218条第1項の規定により議会に提出するもので、歳入歳出予算の総額から、それぞれ1億8,400万9,000円を減額し、総額1億8,219万6,000円とするものであります。また、1件の地方債の補正をするものであります。

歳出の主なものは、公共下水道費1億6,740万円、特定環境保全公共下水道費267万2,000円を減額し、歳入の主なものは、国庫支出金8,000万円、市債7,900万円を減額するものであります。

次に、議案第21号平成29年度瑞穂市農業集落排水事業特別会計補正予算（第3号）であります。

地方自治法第218条第1項の規定により議会に提出するもので、歳入歳出予算の総額から、それぞれ225万3,000円を減額し、総額2,427万2,000円とするものであります。

歳出は、農業集落排水事業費225万3,000円を減額し、歳入の主なものは、一般会計からの繰入金189万3,000円を減額するものであります。

次に、議案第22号平成29年度瑞穂市水道事業会計補正予算（第3号）であります。

地方自治法第218条第1項の規定により議会に提出するもので、収益的収入及び支出において、収入を265万8,000円増額し、支出を448万5,000円増額するものであります。

資本的収入及び支出においては、収入を1,061万8,000円増額し、支出を4,190万円減額するものであります。

次に、議案第23号平成30年度瑞穂市一般会計予算であります。

地方自治法第211条第1項の規定により議会に提出するもので、歳入歳出予算の総額をそれぞれ176億円と定めるほか、4件の債務負担行為、7件の地方債を設定するものであります。

歳出の主なものは、予算額順に、民生費が67億5,657万2,000円と最も大きくなっております。これは障害者福祉費、老人福祉費、保育所費、生活保護扶助費等に係る社会保障経費の増嵩であります。

次に、総務費が25億4,598万2,000円であり、主なものは、総務管理費のみずほバスの4路線化に伴う自主運行バス運行費負担金、庁舎事務用パソコン等購入事業、ふるさと応援寄附金報奨及び積み立て事業、庁舎建設基金積み立て事業等であります。

次いで、教育費が穂積中学校テニスコート整備事業、小学校電子黒板導入事業などで21億6,799万4,000円、土木費が18億4,533万2,000円、衛生費が14億6,404万6,000円、消防費が14億

2,099万4,000円の順となっております。

次に、歳入の主なものは、市税、地方交付税等の一般財源が102億337万2,000円、負担金、使用料等が6億196万1,000円、国・県支出金が31億8,293万8,000円、寄附金が2億9,000万3,000円、市債が11億2,200万円ではありますが、さらに財政調整基金、公共施設整備基金からの所要財源の確保と、ふるさと応援基金の活用により、繰入金11億8,600万1,000円となっております。

次に、議案第24号平成30年度瑞穂市国民健康保険事業特別会計予算であります。

地方自治法第211条第1項の規定により議会に提出するもので、歳入歳出予算の総額をそれぞれ49億2,051万5,000円と定めるものであります。

歳出の主なものは、総務費9,444万9,000円、保険給付費32億7,966万2,000円、国民健康保険事業費納付金13億8,550万3,000円、保健事業費6,917万5,000円であります。

歳入の主なものは、国民健康保険税10億5,986万3,000円、県支出金33億2,151万2,000円、繰入金4億3,269万1,000円であります。

次に、議案第25号平成30年度瑞穂市後期高齢者医療事業特別会計予算であります。

地方自治法第211条第1項の規定により議会に提出するもので、歳入歳出予算の総額をそれぞれ5億1,874万4,000円と定めるものであります。

歳出の主なものは、後期高齢者医療広域連合納付金4億7,910万9,000円、保健事業費3,209万2,000円であります。

歳入の主なものは、後期高齢者医療保険料3億8,094万4,000円、繰入金1億1,125万2,000円あります。

次に、議案第26号平成30年度瑞穂市学校給食事業特別会計予算であります。

地方自治法第211条第1項の規定により議会に提出するもので、歳入歳出予算の総額をそれぞれ3億655万3,000円と定めるものであります。

新年度の給食対象児童・生徒数は5,155人、給食実施日数は200日を見込んでおります。

次に、議案第27号平成30年度瑞穂市下水道事業特別会計予算であります。

地方自治法第211条第1項の規定により議会に提出するもので、歳入歳出予算の総額をそれぞれ3億7,427万6,000円と定めるほか、1件の債務負担行為、1件の地方債を設定するものであります。

歳出の主なものは、下水道費1億8,511万2,000円、公債費1億1,522万3,000円あります。

歳入の主なものは、使用料5,224万8,000円、繰入金1億5,850万3,000円、市債7,900万円あります。

次に、議案第28号平成30年度瑞穂市農業集落排水事業特別会計予算であります。

地方自治法第211条第1項の規定により議会に提出するもので、歳入歳出予算の総額をそれ

ぞれ2,642万3,000円と定めるものであります。

歳出の主なものは、施設管理経費1,451万1,000円、公債費1,091万2,000円であります。

歳入の主なものは、使用料681万8,000円、繰入金1,860万4,000円であります。

次に、議案第29号平成30年度瑞穂市水道事業会計予算であります。

地方公営企業法第24条第2項の規定により議会に提出するもので、業務の予定量を給水戸数1万8,000戸、年間給水量478万立方メートルとしました。

収益的収入及び支出においては、収入予定額を5億4,473万8,000円、支出予定額を4億9,341万6,000円と定め、資本的収入及び支出においては、収入予定額を7,372万2,000円、支出予定額を5億5,013万6,000円と定めるものであります。

最後に、4件の市道路線の認定について及び1件の市道路線の廃止について、一括して御説明申し上げます。

議案第30号市道路線の認定について（その1）、議案第31号市道路線の認定について（その2）、議案第32号市道路線の認定について（その3）、議案第33号市道路線の認定について（その4）、議案第34号市道路線の廃止についてであります。

市道路線の認定につきましては、道路法第8条第2項の規定により、市道路線を認定するものであります。

瑞穂市市道の認定に関する基準の規定により、開発許可事業に伴う管理引き継ぎをするものが3路線、市の道路計画によるものが1路線、土地区画整理事業によるものが2路線、既に建築物が立ち並んでいる道路が1路線、計7路線を認定する事由に応じて提出させていただきました。

また、市道路線の廃止につきましては、道路法第10条第3項の規定により、市道路線を廃止するものであります。

内訳としましては、市道整備計画に伴う終点変更にするものが1路線、路線認定の錯誤によるものが1路線、計2路線であります。

以上、35件の提出議案につきまして概要を御説明させていただきましたが、よろしく御審議を賜りまして、適切なる御決定をいただきますようよろしくお願い申し上げます、私の提案説明とさせていただきます。どうか、よろしくお願い申し上げます。

○議長（藤橋礼治君） これで、提案理由の説明を終わります。

議事の都合によりまして、しばらく休憩をいたします。

休憩 午前10時11分

再開 午前10時34分

○議長（藤橋礼治君） それでは、休憩前に引き続きまして会議を開きます。

お諮りをいたします。ただいま一括議題となっております議案のうち、承認第1号及び議案

第1号については、会議規則第37条第3項の規定によって委員会付託を省略したいと思いますが、これに御異議はありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（藤橋礼治君） 異議なしと認めます。したがって、ただいま一括議題となっております議案のうち、承認第1号及び議案第1号については、委員会付託を省略することに決定をいたしました。

---

#### 承認第1号について（質疑・討論・採決）

○議長（藤橋礼治君） これより承認第1号平成29年度瑞穂市一般会計補正予算（第7号）の専決処分についての質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔挙手する者なし〕

○議長（藤橋礼治君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔挙手する者なし〕

○議長（藤橋礼治君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

採決を行う前に申し上げます。

採決では、起立採決とあわせて採決システムを使用し、賛成または反対のボタンを押していただくようお願いをいたします。

これから、承認第1号を採決します。

承認第1号を承認することに賛成の方は、起立を願います。

〔賛成者起立〕

○議長（藤橋礼治君） 着席願います。

起立全員です。したがって、承認第1号は承認されました。

---

#### 議案第1号について（質疑・討論・採決）

○議長（藤橋礼治君） これより議案第1号人権擁護委員の候補者の推薦についての質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔挙手する者あり〕

○議長（藤橋礼治君） くまがいさちこ君。

○16番（くまがいさちこ君） 議席番号16番 くまがいさちこです。

議案第1号人権擁護委員の候補者の推薦についてで質問いたします。

大変詳しい提案理由を資料としていただいております。昔とは全然違う執行部の対応で、大変うれしく思いますが、この中の最初にあります人権擁護委員法第6条第3項に、こういう人を候補者として議会に推薦しなければならないという文があります。これが大変、法律の文章ですからわかりにくいわけですね。

それで質問をいたします。この中に列挙されているどれに当たるかということです。

平田芳子さんにつきましては、人権擁護委員として大変ふさわしい方であるということはお承知しておりますが、この法律のどれに当たるかをお聞きしたいと思います。

読みます。6行にわたる長い文です。「市町村長は、法務大臣に対し、当該市町村の議会の議員の選挙権を有する住民で」あることがまず第一ですね、住民で。「人格識見高く、広く社会の実情に通じ、人権擁護について理解のある社会事業家、教育者、報道新聞の業務に携わる者等」、つまりここまでは、個人、こういう人から推薦しなさいということだと思います。で、以下、団体のどれに当たるかというのはあります。「及び弁護士会その他婦人」、婦人という言葉も今は普通は使いません。婦人会も女性の会になっておりますが、法律用語なので改正していないということだと思いますが、「その他婦人、労働者、青年等の団体であって直接間接に人権の擁護を目的とし、またはこれを支持する団体の構成員の中から」選ばなきゃいけないと。「その市町村の議会の意見を聞いて、人権擁護委員の候補者を推薦しなければならない」とありますが、前半の個人の中からなのか、後半の何とかかんとかのたくさんの団体の中からなのか。個人もいろいろ並べ、団体もいろいろ並んでいますが、どれに該当するので推薦したいというお考えなのかを教えてくださいたいと思います。

いつも申し上げますが、議員というのになるのには何の資格もありません。全くの市民の素人が出てよいわけですから、本当はもっとわかりやすい説明がつくづく必要だなと思ったので質問させていただきます。以上です。

○議長（藤橋礼治君） 森福祉部長。

○福祉部長（森 和之君） くまがい議員の御質問にお答えをいたします。

今回、人権委員の候補者に推薦した平田芳子さんは、平成24年から2期6年務めて実績もございます。この方は、保育所や小学校などで人権教育の啓発に中心的な役割を担っていただいているということです。また、職歴も岐阜県の県職員であられたことから、人格識見も高く、広く社会事情に精通されているという観点から、人権擁護委員法第6条第3項の人格識見高くというところの前段で該当するというふうに思っておりますので、よろしく願いをいたします。

[挙手する者あり]

○議長（藤橋礼治君） くまがいさちこ君。

○16番（くまがいさちこ君） わかりました。

私の質疑を述べているときに、議員の方々から御異議があるのかなというような、ざわざわとした声がありました。私はわかりませんでしたので、質問させていただきました。わかった方も大勢だったようですが、失礼しました。よくわかりましたので、ありがとうございます。

○議長（藤橋礼治君） ほかに質疑はございませんか。

[挙手する者なし]

○議長（藤橋礼治君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

[挙手する者なし]

○議長（藤橋礼治君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第1号を採決します。

人権擁護委員の候補者、平田芳子君を適任とする意見の方は起立を願います。

[賛成者起立]

○議長（藤橋礼治君） 着席願います。

起立全員です。したがって、議案第1号は適任とすることに決定をいたしました。

お諮りをいたします。本日の会議はこれで延会したいと思います。御異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長（藤橋礼治君） 異議なしと認めます。したがって、本日はこれで延会することに決定をいたしました。

本日はこれで延会します。御苦労さまでございました。

延会 午前10時43分

